

工事監査（随時監査） 結果に基づく措置通知

（平成26年9月30日）

T-CAS

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年9月30日

高松市監査委員

吉田 正己（よしだ まさみ）

山下 稔（やましたみのる）

香川 洋二（かがわ ようじ）

十川 信孝（そごう のぶたか）



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【工事監査結果（随時監査）に基づく措置通知一覧】

H26.9.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H11	H12.3.28	第6号	指摘	一宮新池地区農村公園整備工事について 出来形管理報告書を整備すべきもの	P2	創造都市推進局	土地改良課	H26.9.10

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

工事監査（随時監査）結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査の対象	平成11年度において施工した建設工事		
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	平成12年3月28日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見の項目	一宮新池地区農村公園整備工事について出来形管理報告書を整備すべきもの		
内容	出来形管理は、施工管理上重要な事項であり、請負業者が各施工段階ごとに工事進捗に伴う施工の様態の推移について、設計書通りに施工管理していることを本市に報告するものである。ところが、今回の調査時までの出来形管理報告が本市に提出されていなかったため整備されたい。		
公表文該当ページ	2ページ		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局（※） 土地改良課 ※監査当時は産業部
措置結果	監査時には、同工事は完了していたため、指摘された事項の是正措置には至っていないが、現在は、同規模の工事については、契約監理課へ依頼して実施しており、工程管理について適正に実施している。